

## 中国における地方税の実態と課題\*(1)

——日本の地方税経験から——

張 宏 翔

### I はじめに

市場経済に内在的な要求から発せられる，法制，公平性，高効率な資源配置環境を築くためには，中国経済体制改革の成功に努力していかなければならない。西側市場経済国家における発展の成功，経験は，この目標実現の重要性と国家，関与の不可避性とを伝えている。国家関与の不可避性については現代経済理論において以下のように説明されている。すなわち，国家が「市場の失敗」が発生する領域において発揮すべき役割には「公共財」の提供，マクロ経済安定の保持，「外部性」の内部化，独占の制限，収入と財産の分配の調節，市場の不完全性と情報の非対称性の補完などがある。以上このような役割を実現するには，前提条件として財政支出と税制と通じて政府が経済をコントロールする能力を備える必要がある。

「分税制」<sup>1)</sup>は，政府が税収基盤に基づいて経済を調節するのに有効な財力保障を提供することができるため，市場経済国家において広く採用されている。「分税制」とは国家各層政府間においてそれが担うべき政府機能の範囲を明確に分割するという基礎の上に，統一原則によって，税収の特性を結合し，中央

\* 本論文の作成にあたり，京都大学経済研究所上原一慶教授と経済学研究所植田和弘教授，諸富徹助教授からご指導頂いた。この場合を借りて謝辞を申し上げたい。

1) 西側先進国では財政連邦主義の名で呼ばれているのと同じ財政システムを意味する。具体的には中央・地方政府間の権限，財源の配分，地域間の自由な人口移動をめぐる問題，政府間財源移転のあり方などについて，北米の連邦制国家を中心に公共財や公共選択の理論に基づき展開された財政理論であるが，単一制国家における多層の政府間の問題について適用される。

と地方それぞれの税源を分割し、政府間財政移転制度によって補完することを指す。

収入を実現する手段から見て、実質的には中央と地方の二つのそれぞれ独立した税収制度を確立しなければならない。したがって、「分税制」を実行するどの国家も十分に中央と地方の関係を重視し、また地方各層政府間のこのような税収制度の構築は、この方面においていくつかの経験を積み重ねており、その経験から引き出された一定の従うべき法則がある。

中国は西側市場経済国家の経験に学び、中国市場経済の実情に照らして相応しい分税制財政体制改革を実施した。分税制改革の重要な一環として、これと組み合わせた新しい税収制度<sup>2)</sup>も制定した。

新税制は中央と地方の分配関係を明確にし、中央と地方の積極性を引き出し、税収の徴収管理を強化し、財政収入の安定的成長を保証し、中央財政収入の比率を高め、国家のマクロコントロール能力を増強するという点において一定の役割を果たした。

しかし、分税制が中央と地方それぞれの独立した税収制度体系の確立を目指すという未来の目的から言って、現段階の新税制は、中央レベルにおいて、必要な税収を確保するという点では比較的成功しつつあると評価できるものの、省または省以下の地方政府の税収を強化するという点では、まだ多くの問題が残されている。たとえば、どのように地方税の内容を規定するのか。どのように地方税の税収原則を確定するのか。また、各層地方政府間においてどのように基幹税を構想し確立するのか、地方政府はどの程度の税収立法権を賦与されるべきなのか、中央は各地方レベルへの移転給付及び地方政府間の移転給付をどのように調整するべきのかなど、多くの問題に回答と解決策が出されなければならない。

2) 新税制の主な内容は次のように総括できる。即ち税収立法権における中央の主導的地位を明確にし、流通税と所得税を主体とする税制構造を確立し、税収を中央と地方の間で分割することによってそれぞれの収入範囲を明確にし、中央と地方それぞれの徴税機関を設立し、さらに中央の地方に対する移転給付制度を確立し、各地の収入を均衡させるという目的を達成した。

まさに中国はこれらの方面において改革が遅れているため、上述のような状況になっているのである。省あるいは省以下の各レベル地方財政には次のような問題が発生している。すなわち、地方、支出が増加し続けているが、他方で地方、収入は減少し続けている。中央財政の財源調達能力は高まっているが、他方で地方財政の財源調達能力は弱まっている。また、省以下の各レベル財政には負債が滞積しており、財政赤字現象が常態になっているなどの問題もある。

これらの問題を総括してみると、問題が発生した原因は全て財源の不足と直接的な関係がある。——すなわち徴税における地方税の位置づけが軽視されている問題である。

中国には「いくら器用な嫁でも米なしではご飯は炊けない」ということわざがある。よりよい財政体制は、もし科学的かつ合理的で、十分な財源を確保できる税制の支えがなければ、財政の役割を果たし得ない。したがって、我々は、科学的かつ効率的な中国の国情に適した地方税を構築するという課題に直面しているのである。

以上の考えに基づいて、本論文では西側先進国の成功経験を研究することは中国における地方税の発展にいろいろな利点を提供できると考えている。そして、戦後の日本は統一された単一制度の下で、にもかかわらず、財政連邦主義の理論をもとに、自らの地方税体系を発展させることが出来た。日本の財政制度と類似した制度を持つ中国において、日本の発展経験をよく検討することは自らの地方税の発展に対して一定の効果を期待できる。

本論文の構成は以下の通りである。

第一では日本における地方税の現状と発展経験を簡単に回顧したい。そして現段階の日本の地方税に存在する課題に対して分析と整理を行う。

第二では主に日本の経験や方法との対比しながら、中国地方税の実情を描く。そして分税制を実施して10年余りの中国地方税運用の実態を、各種統計データを用いて全面的に検討する。さらに、検討をした上で、中国の現行地方税に内在する問題、及び問題が発生する原因を明らかにする。ここで採り上げられる

立法権や基幹税と移転支出制度の問題は激しい論争が行われており、論点を明確に整理し、解決を急ぐ必要のある問題となっている。

第三では、以上の分析に基づいて、中国地方税の未来像を大胆に描き出す。

## II 地方税の一般論と日本の経験

### 1 地方税とは何か

地方税は、自治体（地方政府）を課税主体とする租税であって、中央政府を課税主体とする国税と同じく無償性と強制性を特徴とし、自治体の財源の根幹を成す固有の自主財源である。それは、普遍的な国民としての生活を支える国税とは異なって、多種多様な地域で営まれる日常生活を支える税である。歳入面から自治の発展を保障するためには、地域によって異なる多種多様な地域共同需要を充たすための課税自治権の確立が不可欠である。言うまでもなく、この課税自治権は首長の直接選挙やリコール権などの直接請求権、あるいは住民投票のような、中央政府とは異なる住民参加制度によって担保されている。

### 2 日本の地方税の現状

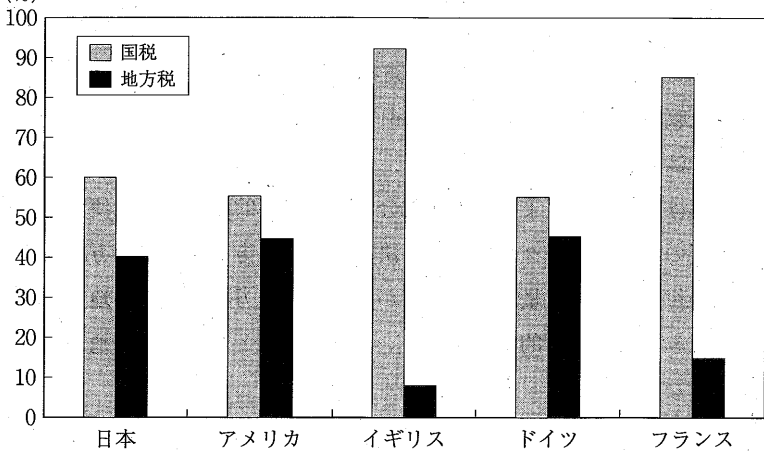
第1図は2002年度における日本など OECD 五ヶ国の国税と地方税収入の比較を示すものである。アメリカの国税と地方税収入の比率が比較的等しくなってきた一方、その他の幾つかの国（アメリカ以外の四ヶ国）では国税収入額が地方税収入額と比較して圧倒的に大きいことがわかる。

第2図は2003年度における日本など OECD 五ヶ国の地方収入と支出の対比である。支出額は税収額よりもはるかに大きいことがわかる。そこで、収入が支出を下回っているが、その収入の不足部分はどのように解決するのかという問題が生じてくる。

上述した疑問を中心に以下では地方政府がどのようにしてこの問題を解消していけばいいのかをもう一度考えていくことにしたい。

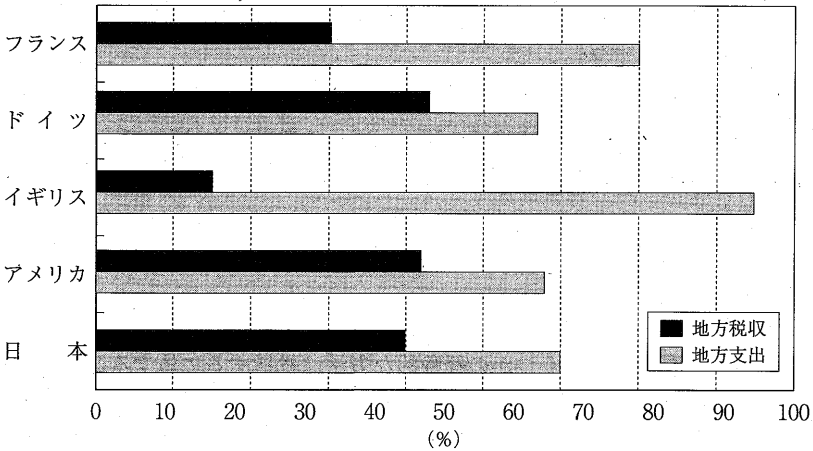
具体的には中央財政が移転支出方式によって地方の支出を補うことにより双

第1図 OECD五ヶ国の国税と地方税との比較表(2002年度)



出所：OECD, *Revenue statistics = Statistiques des recettes publiques 1965-2003* により作成。

第2図 2003年度日本など、OECD五ヶ国地方税収入と支出表



出所：IMF, *Government Finance Statistics Yearbook 2004* により作成。

方を均衡させるという方式である。1999年に日本の関連データを例として説明を行う。まず、移転支出の状況から見ると、1999年度に国民が負担した税の総額は90兆3198億円。そのうち国税は55兆2261億円、地方税は35兆937億円であった。税収面での国と地方の比率は61対39と圧倒的に国税が多い。国と地方の税収配分は多少の変動があるものの、ほぼ35%前後で安定的である。しかし、国税の一部は財政移転により地方に配分され、最終的には地方で使われる。そこで、特定の国税にリンクして総額が決定される地方交付税と地方譲与税（地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある）を地方税に加えて地方のシェアを算出してみたのが実質的配分である。これによると、99年度の地方のシェアは59.8%となる。

国の地方への財政移転のいま一つの柱である国庫支出金にも国税部分が含まれているので、この部分を含めた地方のシェアを実質的配分とした。国庫支出金のうちの国税部分は、地方の国庫支出金受取額に（国税－地方交付税－地方譲与税）／（国の財政支出－地方交付税－地方譲与税）を乗じて求めている。これを含めた地方への実質的配分は68.5%であり、名目的配分に比べて約30%ポイントも上昇している。

このように、国民が負担する税の一部は国の財政を経由して地方で支出されるのであるが、地方への財政移転の配分に関する意思決定は国に委ねられているために、地方は国から様々なコントロールを受けることになる。

### 3 日本の地方税経験

以上、図表を用いて日本の地方税制下の税収と移転支出の現状を簡単に紹介した。現状の背景に、いくつかの経験的な方法は総括するに値すると考えられる。

#### 1) 地方税へ狭義と広義を定義する

地方税には一般的に狭義と広義の意義がある。そのうち、狭義の概念は各レベル政府が当該レベル財政需要を満たすために徴収する税のことを指す。また

広義の概念は各レベル政府が当該級政府の財政需要を満たすために必要な収入の合計、すなわち税種の区分や立法権の確定及び移転支出に関する相違に関わらずそれぞれの税収方式による収入を合計した税を指す。税源の観点によると、上位政府からの移転支出部分も地方政府の税源部分に属するので、地方税の一部として考えるのが合理的である。この点に関して多くの市場経済国家はよく似た定義を行っている。日本は以下のように規定している。狭義の地方税以外に、国税として徴収した後、地方譲与税や地方交付税等の移転支出によって地方に譲渡した移転支出部分を広義の地方税<sup>3)</sup>として扱っている。議論を容易にするために、以下では特に断らない限り、地方税は広義の地方税を指すことにする。

## 2) 地方税立法権の賦与—法律によって税収を確保する

以上、地方税の内容を狭義と広義の両面からそれぞれ簡単に紹介した。上述した通り、税源の観点から見ると、広義の地方税はある程度地方政府の税源実現の面における実際の状況を表現できており、また一般化されている。すなわち地方税には一般的に立法権や基幹税、移転支出などの要素が全て含まれているべきである。よって、以下では3つの要素を中心に日本における地方税発展のいくつかの経験に照らして回顧と総括を行う。現在世界の多くの国家が採用している分税制の観点から見て、地方政府は比較的科学的で、相対的に独立した、一定規模の地方税の構成を保持している。国際的に、国家の政治体制の形態が異なるので、分税制下の地方税方式の各国における実践も異なっている。各国の税源配分の実践の観点から見て、主に以下の二つの形式がある。一つ目は分権型地方税<sup>4)</sup>である。二つ目は中央集権型<sup>5)</sup>地方税である。二つの形式は税権方式においてさまざまな違いが存在しているが、全体として参考に値する

3) 橋本編 [2001] 1 ページの内容を参考。

4) 中央と地方はそれぞれ当該レベルの税収を賄う税制方式である。地方政府は課税自主権が相対的に強く保障されている。例えば、アメリカなどの連邦制国家の国々がこれに該当する。

5) 地方税制に対する制定は主に中央政府によって把握している税制方式。例えば、フランスなどの中央集権的単一制国家の国々がこれに該当する。

いくつかの共通する経験が存在している。

分税制には分権型と集権型があるが、各国は一般的に憲法や財政法、あるいは地方税法などによって地方政府の職責を明確に規定している。この上に、機能によって財産権を定め、税種区分を基礎として、各級政府の税収権を確定している。政治体制がいかに異なっていようと、課税立法権が相対的に中央に集中しているというのが各国共通の特徴であり、中央が重要な課税上の立法権、解釈権、徴収権などの権力を掌握している。地方も一定の地方税法の制定権、解釈権、課税自主権（例えば税目税率調整権、徴税の開始権と停止権、及び減税権など）を有している。もちろん、分税制でも権限配分の程度が異なるので、地方政府がどの程度税収立法権限を有しているかも大きく異なる。さらに、注意しなければならないのはアメリカ、フランス、日本などの国家の分税制の経験から見て、各種税の徴収権限、管理権限そして税率の調整権限などはどれかの政府レベルに帰属しており、全て法律によって明確に規定されているという点である。これは各レベル政府間の税源配分を安定させるのに非常に重要であり、これによって中央と地方間の駆け引きや衝突などの現象が発生するのを有効に防ぐことができる。

### 3) 合理的な地方税の配分—適切な方法によって各級税収を保証する

税収を実現する法律の保証があれば、安定した税収を確保できることを意味するのであろうか。財政連邦主義によると、収入を保証するために各級政府はそれぞれ独立した基幹税を持ち、相対的に合理的な税制構造を通してこの目標を実現する。また、基幹税の設計原則によると、基本的に以下のいくつかの原則が存在する。ここではマスメイクアップ＝オーツの財政連邦主義に基づいて議論を進めよう。彼らによれば、中央政府は全国的な資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能という三機能に加えて、財政力均等化機能、価値財の供給促進機能という、極めて大きな機能を担うことになる。このようにして政府間機能配分を定めると、今度はその機能を遂行するのに十分な収入と政策手段を保障するように税源配分を定める必要が生じる。それを受けてマスメイクアップは、



第1表 財政連邦主義 (マスケレイブ) による税源部分

中央政府	中位政府	下位政府 (基礎自治体)
包括的所得税 (所得税 + 法人税), 或いは支出税	住民税	固定資産税
天然資源税	法人事業税	賃金税
受益者負担	小売売上税	受益者負担
	天然資源税	
	受益者負担	

出所: 諸富・門野 [2007] 9ページ。或いは, Musgrave [2000] p. 299.

自らの税源配分原則を以下のようにまとめている。

応益課税はあらゆるレベルで実施可能 (応益性)

累進的税率構造を持つ再分配目的の税は, 国税へ

経済安定化政策に適した税は国税へ, 景気に対して安定的な税は地方税へ  
(安定性)

包括的課税ベースを採用する必要のある人税は国税へ

税源の偏在する税は国税へ (税源の偏在性)

以上の原則より地方税として望ましい条件は「応益性」を満たし, 税収が「安定的」であり, 税源の「移動性」が小さく, そして税源の「偏在性」も小さい税だということになる。以上の税源配分原則を踏まえて, マスケレイブが提案した税源配分案をまとめたのが, 第1表である (諸富・門野 [2006])。

以上のようにマスケレイブは, 政府間機能配分論と密接不可分で税源配分論を展開した。地域的な公共財の供給を除いて, 重要な政府機能のほとんどを中央政府に与えたために, 政府間税源配分でも中央政府に対しては極めて厚く, 地方政府, 特に基礎自治体には限定的な税源しか配分されない結果となっている。

ここでは, マスケレイブが展開した税源配分論を念頭に置きながら, 日本における地方税制の現状を検証してみよう。第2表は, 中央・地方政府に対して税源がどう配分されているかを示すと共に, 2002年度における国税・地方税の税収入額をまとめている。各税目はその課税ベースが所得, 消費, 資産のいずれにおかれているかによって分類され, 各レベル政府において, 所得, 消費,

第2表 日本の地方税制における税源配分と税収（2002年度税収入額）

		所得課税	消費課税	資産課税	計
国		所得税 (14.8兆円) 法人税 (9.5兆円)	消費税 (9.8兆円) 揮発油税 (2.8兆円) 酒税 (1.7兆円) 煙草税 (0.8兆円) 自動車重量税 (1.1兆円) 石油ガス税 (0.03兆円) など。	相続税 (1.5兆円) 免許登録税 (0.8兆円) など。	45.8兆円
		53.1%	40.8%	6.1%	100%
地方	都道府県	法人事業税 (3.5兆円) 個人都府県民税 (2.3兆円) 法人都府県民税 (0.7兆円) 都府県民税利子割 (0.4兆円) 同配当割 (2003年度～) 同株式等譲渡所得割 (2003年度～) 個人事業税 (0.2兆円)	地方消費税 (2.4兆円) 自動車税 (1.8兆円) 軽油取引税 (1.2兆円) 自動車取得税 (0.4兆円) 都府県煙草税 (0.3兆円) 等	不動産取得税 (0.5兆円) 等	13.8兆円
		51.6%	44.2%	4.0%	100%
	市町村	個人市町村民税 (5.9兆円) 法人市町村民税 (1.9兆円)	市町村煙草 (0.8兆円) 軽自動車税 (0.1兆円) 等	固定資産税 (9.2兆円) 都市計画税 (1.3兆円) 特別土地保有税 (0.03兆円) 等	19.6兆円
	39.7%	5.1%	55.2%	100%	

出所：諸富・門野 [2007] 10ページ。

注：各数年は四捨五入されているので、それらを足し合わせても合計と一致しないことがある。

資産の各課税ベースから得られる税収の比率も合わせて記されている。

財政連邦主義に基づく税源配分 (第1表) と、日本の現実の税源配分 (第2表) を比較してみると、両者にはいくつかの共通性があることに気がつく。まず、税制連邦主義では (給与、配当、利子、譲渡益などのあらゆる所得源を対象とする) 包括的所得税が中央政府に割り当てられているが、日本でも同様に (少なくとも理念の上では包括的な) 所得税が中央政府 (国) に割り当てられている。また、財政連邦主義では所得に課税標準を置く住民税、或いは賃金税がそれぞれ中位政府と下位政府に割り当てられているが、日本でも同様に、都道府県と市町村に所得に課税標準を置く住民税が割り当てられている。財政連邦主義では法人事業税が中位政府、固定資産税が下位政府に割り当てられているが、日本でも全く同様に、法人事業税が都道府県、固定資産税が市町村に割り当てられている。このように、日本の政府間税源配分はかなりの程度、財政連邦主義の理論によって説明可能であり、その意味で合理的な税源配分になっているといえよう。

もちろん、このような税源配分が実現したのは偶然ではない。現在の日本の税制は、1949年来日したアメリカの財政学者シャープが中心となってまとめた『シャープ勧告』に基づいている。シャープ勧告は、地方政府が中央政府の租税政策に左右されることなく十分な税収を確保できるように、政府間で税源を分離し、各政府が独立の課税ベースに立脚する「独立税主義」の採用を勧告した。勧告内容は1950年の地方税法にほぼ全面的に反映され、いわゆるシャープ税制が成立した。従って、現在の政府間税源配分の骨格はこのシャープ勧告によって定められたといつてよい。

#### 4) 税収返還などによる移転支出—各層地方政府の収入の均等化

これまで地方政府には地方税収によって組織される財源以外に、上級レベル政府からの移転支出によって獲得する財源が存在し、大部分の市場経済国家が確立した移転支出制度の状況から見て、その目的は地方財政力の不足を補うものにはかならないことを論じてきた。しかし、政治体制が異なっているので、

移転支出の方式もさまざまである。ここでは広義の地方税の問題を扱って研究しているので、広義の地方税収と比較的緊密な日本の移転支出方式の経験を紹介したい。

まず、移転支出方式の観点より、日本を例にして議論する。日本は「単一制」の国家であり、地方政府は都道府県と市町村の二つのレベルで構成されている。税源は高度に中央へ集中しており、中央政府は全国税収の約3分の2を掌握しているが、その直接支出は全国財政総支出の約3分の1を占めるだけである。中央財政収入の半分は地方へ移転支出されており、その規模の大きさは世界でも有数である。日本の移転支出は主に地方交付税、地方譲与税そして国庫補助金の3種類からなっているが、ここで主に地方交付税、地方譲与税を例にして紹介する。

地方交付税——その実態は一種の税収の共有制度である。一種移転支出として、中央によって両レベルの地方政府に直接分配される。地方交付税の税源は五種類の中央税収の一定の割合で、個人所得税32%、企業所得税と酒税、たばこ税25%、消費税24%を含んでいる。また、地方交付税は普通交付税(94%)と特別交付税(6%)に分けられる。前者は基本支出需要が基本財政収入を超過している地方に分配される。後者は普通交付税の不足している状況下で補充割当金として特殊あるいは緊急な需要を満たす。例えば地方政府選挙、歴史文化財の保護、自然災害及び普通交付税の推計誤差がもたらした地方収支の赤字などである。

地方譲与税——実質的には徴収面での効率性を理由として中央によって地方に代わって徴収される地方税である。地方交付税と異なる点は、地方譲与税は平衡的移転支出ではなく、一般的に一定の客観条件に応じて分配される。例えば地方道路譲与税は原則として道路の距離や面積などの基準に応じて分配され、さらに中央政府が資金の用途を規定している。

次に、財政連邦主義の観点から見て、日本の移転支出において連邦主義国との最大の共通性は、明確な法律根拠を有していることである。具体的には次の

通りである。まず、各レベル政府の支出に対する機能配分及び相応の税源配分は、法律によって明確に定められている。同時に、政府間移転支出の原則、規模、基準及び具体的な技術的操作手順とその方法などは全て立法形式によって明確に定められている。日本の移転支出金額は膨大で、種類も非常に多く、構造も複雑であるが、具体的な運用方法には遵守すべき規則や依拠すべき法律がある。日本は多くの客観的要素の影響を考慮し、一連の科学的な公式を設計して移転支出金額を確定している。このことは移転支出制度の透明度を高め、中央と地方の間の経常的な駆け引きを回避させ、均等化目標の確実な実現に有利に働いた。また、租税法律主義の前提の下でも、各国の移転支出の具体的な計算公式あるいは補助基準は一定不変のものではなく、実情の変化に基づいて修正と調整を定期的に行い、原則性と融合性を組み合わせることによって移転支出の分配をさらに公平化した。

#### 4 日本の地方税の課題

日本の地方税に現存する課題から見て、主に以下のいくつかの面において日本の地方税はさらに深化させなければならないとされている。

第一に、国税と地方税の関係問題である。新たに中央と地方の税源配分問題を認識しなおさなければならない。国家の国税と地方税の収入比率は2:1であるが、支出比率は1:2である。財政の均衡からすると、両者の間の税収比率を1:1に保つことができるように改革を進めるべきである。

第二に、税収競争と都市-農村の均衡は日本の地方政府財政・税制が直面するもう一つの問題である。税収不足によって、地方政府はお互いに税収を求めて競争が存在すると意識するようになった。公民と企業がいくつかの異なる政府単位と管轄区において同時に活動を展開する時に、このような競争は税収競争と協調の必要性をもたらした。税収の協調は主に協調的な税収管理、共通税徴税方式などによって実現した。

第三に、常に話題になっている収支の弾力性不足の問題である。いつどんな

時でも、収入が増加するとともに、公共財・サービスの生産コストの増加がその時の税収の増加に比べて速い時に、収支の弾力性不足が生じる。このような状況下で、政府は支出を減らし、税率を高めるか、または新しい税源を開拓するのである。

第四に、地方交付税に関する問題がある。

地方交付税制度における第一の問題点はそれが一般補助金としての比較優位性を失っているという点にある。近年、明らかに地方交付税制度が公共投資への誘導手段として用いられることで、地方政府の選好を歪め、資源配分の効率性を損なってきた。

第二の問題点は、交付税の算定が地方政府側の必要性和合致しなくなっている点にある。とりわけ、第一点の問題点で指摘したように、現在の地方交付税が公共投資への誘導手段として用いられる反面、福祉、教育、医療、環境といった政策領域では、ますます増大しつつある地方政府の財政需要を、基準財政需要の算定に十分に反映しきれないままである。

以上、地方税の一般論と日本の地方税の発展過程におけるいくつかの経験について整理を行った。以上の紹介によって以下のいくつかの面の内容が明らかになった。

第一に、地方税は広義の観点から見て、以下の三つの要素を含んでいるべきである。すなわち、課税における立法権、基幹税と移転支出等である。

第二に、日本発展の軌跡の分析から見て、日本地方税自体にはまだ議論すべき、また発展させるべき部分が存在している。最後に、日本の成功経験が、中国の地方税の構築に対して、参考となるところが存在する一方で、政治体制などの差異があるため、それらの経験が「水土不符」<sup>6)</sup> 地方も存在するという考えもある。つまり、「その土地に適した措置を取れ」ということである。まさに古人の言う「他山之石、可以攻玉」<sup>7)</sup> のように、我々が総括した目的はその

6) 気候風土に馴染まない。

7) 他人の長所を取り入れて自分の短所を改めることである。

国の経験を借りて自らの成功の道筋を見つけることに他ならない。これにかんがみて、以下では中国の地方税の現状と存在する問題について重点的に紹介し、分析する。

### 参考文献

#### 中国語文献

- 财政部税制税則司 [1999] 『国际税制——考察与借鉴』 経済科学出版社。  
国务院发展研究中心课题组 [2005] 「中国政府間財政転移支付制度现状, 问题与完善」『经济要参』28号。  
贾 康 [2005] 「中国财政改革: 政府層級, 事權, 支出与税收安排的思路」『改革』二月号。  
李 友元 [2003] 『税收经济学』 光明日报出版社。  
刘 军・郭庆旺 [2001] 『世界性税制改革理论与实践研究』 中国人民大学出版社。  
王晓鋼・王則柯 [1999] 『美国税制』 中国経済出版社。

#### 日本語文献

- 大西 靖 [2004] 『中国財政・税制の現状と展望』 大蔵財務協会。  
田島俊雄 [1994] 「中国の国有企業改革と政府間財政関係」『中国研究月報』第48巻第4号。  
日本地方財政学会 [2006] 『三位一体の改革——理念と現実』 勁草書房。  
日本租税理論学会 [1999] 『地方税制の諸問題』 谷沢書房。  
橋本徹編 [2001] 『地方税の理論と課題』改訂版, 税務経理協会。  
伏見俊行・江 莉・江心寧 [1997] 『最新中国税制ガイド』 日本経済新聞社。  
諸富 徹・門野圭司 [2007] 『地方財政システム論』有斐閣。(刊行予定)  
和田八東 [1993] 『地方分権化と地方税財政』 日本評論社。

#### 統計資料

- 中国財政年鑑編集委員会 [2003] 『中国財政年鑑2003』 中国財政雜誌出版社。  
—— [2004] 『中国財政年鑑2004』 中国財政雜誌出版社。  
中国統計年鑑編集委員会 [2003] 『中国統計年鑑』 中国統計出版社。  
IMF (International Monetary Fund) [2004] *Government Finance Statistics Yearbook 2004*.  
Musgrave, Richard A. [2000] *The Foundations of Taxation and Expenditure*, Cheltenham, UK, Edward Elgan.  
OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) [1965-2003] *Revenue Statistics = Statistiques des recettes publiques (1965-2003)*.